

道路整備に必要な予算確保に関する意見書

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害では、尊い人命が奪われ、いたる所で道路が寸断、孤立集落が発生しました。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいますが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識しました。

道路は、人々の生活や経済活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また、本町の道路は、北九州都市圏等と隣接しており、砂像展、海水浴、各種イベントを含む産業用や観光用として、多くの人々に利用されている必要不可欠な社会基盤であり、利用者の安全・安心及び信頼の確保に向け、道路整備を計画的かつ着実に進めることが必要です。そのためにも、十分な道路事業予算の確保が重要です。

一方、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされていますが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、道路事業予算が十分に確保されていないことや補助率等が低減することは、本町にとっては死活問題で、安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねません。

よって国におかれましては、道路整備に必要な予算の確保に関する下記事項の実施について強く求めます。

記

1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること
2. 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿
国土交通大臣 殿

福岡県芦屋町議会